

白岡市市民参画条例の手引き



白岡市

白岡市市民参画条例

目次	ページ
第1条 目的	1
第2条 定義	2
第3条 市民参画のための手続の対象事項	3
第4条 市民参画手続	4
第5条 参画と協働のまちづくり市民提案制度	4
第6条 市民参画計画の作成	5
第7条 審議会等の委員の公募	5
第8条 市民登録制度	6
第9条 市民参画の推進	6
第10条 市民参画を推進するための環境整備等	7
第11条 委任	7
附則	8

(目的)

第1条 この条例は、白岡市自治基本条例(平成23年白岡町条例第6号)第15条第5項の規定に基づき、市民参画の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民の参画機会の拡大及び市民の意見の市政への反映を図り、もって白岡市自治基本条例の理念を実現することを目的とする。

【説明】

- 1 ここでは、本条例を制定する趣旨を規定しています。
- 2 本条例は、自治基本条例第15条第5項の規定に基づいて制定したもので、「市民の参画に関し必要な事項」等が定められています。

《参考》自治基本条例(抜粋)

(参画及び協働)

- 第15条 市民、議会及び行政は、協働によるまちづくりを推進するものとする。
- 2 行政は、まちづくりに関する市民の提案等の把握に努めるとともに、市民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。
 - 3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、市民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。
 - 4 行政は、市民の意見を市政に反映させるため、幅広い市民の参画に努めるものとする。
 - 5 前項に規定する市民の参画に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。
- (2) 行政 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民からの意見を市政に反映することを目的に設置する会議をいう。
- (4) まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。

【説明】

- 1 ここでは、本条例中で用いられている用語の定義を規定しています。
- 2 もっぱら執行機関の事務を行うため、職員のみで構成されるものは、執行機関の内部組織に属するので、附属機関等には該当しません。

《参考》地方自治法（抜粋）

第百三十八条の四

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(市民参画のための手続の対象事項)

第3条 行政は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、施策等の内容や市民生活への影響を考慮して、適切な時期に、次条各号に掲げる市民参画のための手続（以下「市民参画手続」という。）のうち、1以上の手続を実施しなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に利用される大規模な市の施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 行政は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参画手続を行わないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に実施しなければならないもの
- (3) 行政に裁量の余地がないもの
- (4) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 白岡市住民投票条例（平成25年白岡市条例第23号）に基づき住民投票が実施されたもの又は住民投票の実施が請求されたもの

3 行政は、前項の規定により市民参画手続を行わないこととしたときは、速やかにその理由を公表しなければならない。

【説明】

- 1 ここでは、市政運営や市民に与える影響が大きい事項について、原則として、市長等が1以上の市民参画手続を行わなければならないことを定めています。
- 2 第2項では、対象事項について、市民参画手続を実施しないことができる場合を定めています。

(市民参画手続)

第4条 本条例における市民参画手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント 行政が、施策等の趣旨、内容等を公表したうえで市民に意見又は提案を求め、それに対して市民が意見等を提出する手続をいう。
- (2) 審議会等 審議会等の委員に選任された市民が、行政からの諮問等に対して意見を述べる手続をいう。
- (3) 市民説明会 行政が、施策等の策定過程において、その内容・状況等を説明するために開催する説明会に市民が参加し、行政と市民が意見交換を行う手続をいう。
- (4) 市民アンケート 行政が、市民の意識や考えを把握・分析するために質問項目、期間等を設定して調査を実施し、それに対して市民が回答する手続をいう。
- (5) ワークショップ 行政が、施策等の案を作成するため、市民と行政又は市民同士がグループによる共同作業を行い、参加者の合意形成を図りながら案を作り上げていく手続をいう。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、行政が適当と認める手続

【説明】

- 1 ここでは、現在一般的に行われている代表的な市民参画の手法を列挙し、それ以外にも事案に応じて実施することを定めています。

(参画と協働のまちづくり市民提案制度)

第5条 年齢満16年以上の市民は、その市民の5人以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、参画と協働のまちづくりを推進するための具体的な施策等を提案できるものとする。

- 2 前項の規定により施策等の提案をしようとする代表者は、その内容、現状の課題、予想される効果等を記載した「参画と協働のまちづくり市民提案書」を提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により提案された施策等の検討結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

【説明】

- 1 ここでは、市民が自発的に政策等を提案し、市長がその案を検討し、その結果を提案代表者に通知するとともに公表する市民提案制度を定めています。
- 2 市民提案制度は、単なる意見や要望ではなく、公共の福祉の増進の観点から、市全体の公益を考慮した上で提案されることを意図していますので、提案できる場合を限定しています。

（市民参画計画の作成）

- 第6条 市長は、毎年度、その年度の市民参画手続の実施の予定をとりまとめて市民参画計画を作成し、これを公表するものとする。
- 2 市長は、前年度における市民参画計画の実施結果を取りまとめ、これを公表するものとする。

【説明】

- 1 ここでは、市民の参画機会を担保・増進するため、市民参画計画を作成するとともに、結果を取りまとめて公表することを定めています。

（審議会等の委員の公募）

- 第7条 行政は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として、公募により選考される市民を含めるものとする。
- 2 行政は、公募による委員の選考に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在任期間及び他の審議会等の委員との兼職状況を考慮し、幅広い市民が市政に参画できるよう努めるものとする。

- 3 行政は、第1項の規定にかかわらず、審議会等の委員に公募による市民を含めないこととしたときは、速やかにその理由を公表するものとする。

【説明】

- 1 ここでは、行政が設置する附属機関等の委員について、透明性及び公平性を確保するとともに市民の意見を市政に反映させるため、公募による委員を含めなければならないことを定めています。
- 2 公募による委員を含めないときは、速やかに理由を公表することとしています。

（市民登録制度）

- 第8条 市長は、参画と協働によるまちづくりを推進するための市民を公募し、これに応じた者を登録するものとする。
- 2 行政は、前項の規定に基づいて登録された者に対し、必要に応じて市政に対する意見を求めるとともに、審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を提供するものとする。

【説明】

- 1 ここでは、市民自らの申し込みにより登録を行い、登録した市民に市から市政情報や市民活動等に関する情報を発信する市民登録制度を定めています。
- 2 登録した市民には、市からの情報提供に基づく、市政やまちづくりへの積極的な参加と他の市民への市民参画の働き掛けが期待されます。

（市民参画の推進）

- 第9条 行政は、市民のまちづくりへの参画を推進するため、市政及び市民活動に関する情報を積極的に提供するとともに、市民参画に関する施策等の展開を図るものとする。

【説明】

- 1 ここでは、市民の参画を推進するため、市が市民活動等に関する情報を提供するとともに施策を展開していくことを定めています。

（市民参画を推進するための環境整備等）

第10条 行政は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民相互の交流及び市民活動に関する情報の収集・発信に関する環境整備並びに体制づくりに努めるものとする。

【説明】

- 1 ここでは、市が、市民自らの意思により積極的に参画できるよう、市民相互の交流や市民活動に関する情報交換できる場の整備や組織づくりに努めることを定めています。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

- 1 ここでは、この条例を施行する際に必要な事項は、市長が別に定めることを規定しています。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（市民参画手続に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に策定に着手している対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により第4条に規定する市民参画手続を実施することが困難であると認められるときは、第3条第1項の規定は、適用しない。

（審議会等の委員の公募に関する経過措置）

- 3 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後、新たに委員を選任する審議会等について適用し、同日前に委員を選任する審議会等については、なお従前の例による。

～以下略～

【説明】

- 1 ここでは、この条例の施行期日を定めています。
- 2 この条例施行時に既に策定に着手している事項について、時間的な制約等の正当な理由がある場合には、市民参画手続をしないことができることとしています。
- 3 また、この条例施行の際に、委員の残任期間がある審議会等について、新たな公募委員を追加することは、円滑な会議運営の支障となるおそれがあることから、第7条第1項の規定は、施行日以後に選任を行う場合に適用することとしています。